

蕨市さわやか環境条例

平成10年6月23日条例第25号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 ごみの投げ捨ての禁止等（第5条—第9条）

第3章 空き地及び空き家の不良状態の防止（第10条—第13条）

第4章 飼い犬のふん害の防止（第14条・第15条）

第5章 雑則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、快適な生活環境の形成について、市民、事業者及び市の果たすべき責務を明らかにするとともに、ごみの散乱の防止、空き地及び空き家の適正な管理その他の必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、もって清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。

（市民の責務）

第2条 市民は、清潔な環境が保持されるよう自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、事業活動の実施に当たって、清潔な環境が保持されるよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、各種施策を通じて清潔な環境の保持に努めなければならない。

第2章 ごみの投げ捨てるの禁止等

(空き地及び空き家へのごみの投げ捨てるの禁止等)

第5条 何人も、空き地（現に人が使用していない土地及び人が使用している土地であっても、相当の空闲部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものをいう。以下同じ。）又は空き家（現に人が使用していない家屋をいう。以下同じ。）に、ごみ（飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず等をいう。以下同じ。）をみだりに捨てること（以下「投げ捨てる」という。）をしてはならない。

2 空き地又は空き家を所有し、占有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、ごみの投げ捨てるをされないよう自ら必要な措置を講じなければならない。

(公共の場所でのごみの投げ捨てるの禁止等)

第6条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）にごみの投げ捨てるをしてはならない。

2 公共の場所の管理者は、その管理する公共の場所の清潔を保持し、ごみの投げ捨てるをされないよう努めなければならない。

(ごみの投げ捨てるをした者に対する指導等)

第7条 市長は、空き地、空き家又は公共の場所にごみの投げ捨てるをした者に対して、ごみの投げ捨てるをしないよう必要な指導をすることができる。

2 市長は、空き地又は空き家にごみの投げ捨てるをされていると認めるときは、その所有者等に対し、ごみの投げ捨てるをされないよう必要な指導助言をすることができる。

(宣伝物等の配布者の收拾義務)

第8条 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者（以下「配布者」という。）は、その配布場所周辺に宣伝物等が飛散したときは、当該宣伝物等を速やかに收拾しなければならない。

(宣伝物等の配布者に対する指導)

第9条 市長は、宣伝物等がその配布場所周辺に飛散している場合は、配布者に対し、当該宣伝物等を收拾するよう必要な指導をすることができる。

第3章 空き地及び空き家の不良状態の防止

(空き地及び空き家の適正管理)

第10条 所有者等は、空き地に雑草等(雑草、かん木類又はこれらの枯れたものをいう。以下同じ。)が繁茂し、若しくは水たまりとなり、又は空き家が老朽し倒壊等のおそれがあることにより、その空き地又は空き家が次の各号のいずれかに該当する状態(以下「不良状態」という。)にならないよう常に適正な管理に努めなければならない。

- (1) 害虫の発生場所になること。
- (2) 雑草が開花し、その花粉により人の健康を害するおそれがある場所になること。
- (3) 火災の予防上危険な場所になること。
- (4) 犯罪の防止上好ましくない場所になること。
- (5) 交通上の障害になる場所になること。
- (6) 廃棄物の不法投棄場所になること。

(所有者等に対する指導助言)

第11条 市長は、空き地又は空き家が不良状態にあるとき又は不良状態になるおそれがあるときは、所有者等に対し、雑草等の除去その他の不良状態の改善について、必要な指導助言をすることができる。

(空き地の不良状態の除去委託)

第12条 所有者等が自ら空き地の不良状態の除去ができないときは、その除去を市長に委託することができる。

(空き地の活用)

第13条 市長は、所有者等と協議し公共の福祉のため、空き地を活用するように努めるものとする。

第4章 飼い犬のふん害の防止

(飼い主の遵守事項)

第14条 飼い犬（所有者のある犬をいう。以下同じ。）の所有者（所有者以外の者が飼育し、及び管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。）は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を綱、鎖等につなぎ、制御できるようにすること。
- (2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。
- (3) 飼い犬のふんにより公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物を汚したときは、直ちに処理すること。

(飼い主に対する指導)

第15条 市長は、飼い主が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

第5章 雑則

(空き地及び空き家の立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に空き地又は空き家に立ち入り、必要な調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(蕨市あき地の環境保全に関する条例の廃止)

- 2 蕨市あき地の環境保全に関する条例（昭和45年蕨市条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた勧告、命令その他の処分については、なお従前の例による。